

2017年 8月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所
 TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727
 takunetwork@yamamototaku.jp
<http://yamamototaku.jp/>
 山本拓福井事務所
 TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

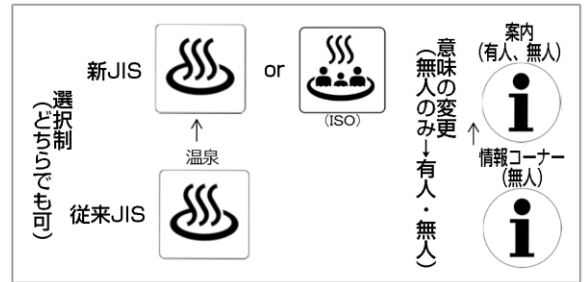
訪日外国人にもわかりやすく案内表示（ピクトグラム）のJIS規格が改正

目で見るだけで案内を可能とする案内表示（ピクトグラム）JIS規格が、7月20日に改正されました。

【新規に追加された15種類とヘルプマークの案内表示】



【国際規格（ISO）に合わせて新しくなる案内表示】



※従来のJISのピクトグラムについては、2019年7月19日に削除されることとなります。

タクシー事業者、貨物運送事業者等の「貨客混載」が始まります！

国土交通省は、自動車運送事業者が旅客または貨物にそれぞれ特化してきた制度を変更し、旅客運送事業者は貨物を、貨物運送事業者は旅客をそれぞれ運送できるようにする新制度を導入することとしました。

局長通達において右表の内容の改正を行うこととなりますが、通達の発出は8月7日、施行（新制度スタート）は9月1日となる予定です。

これにより、事業者側には新しいビジネスが生まれ、また、利用者側としても選択肢が広がることとなります。

【トラック関係の補助金】

①低炭素型ディーゼルトラック普及

中小トラック運送業者の車両更新時に、通常の燃費の車両の価格と低炭素型ディーゼルトラックの差額の1/3～1/2を補助（2018年1月31日締切）。

②先進安全自動車導入

衝突被害軽減ブレーキ（後付け可）や車線維持支援制御装置等の装置の取得経費の1/3～1/2を補助（2017年10月31日締切）。

③運行管理高度化

国認定のデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの取得経費の1/3を補助（一次2017年9月15日、二次2017年11月30日、三次2018年1月31日締切）。

※詳細は山本拓HPをご覧ください。

	旅客自動車運送事業者による貨物運送			貨物自動車運送事業者（トラック）による旅客運送
	乗合バスによる貨物運送	貸切バスによる貨物運送	タクシーによる貨物運送	
従来の取扱	原則350kg未満は貨物の有償運送が可能	不可	不可	不可
取扱い変更内容	①従来と同様、350kg未満は貨物の有償運送可能 ②350kg以上は一般貨物自動車運送事業許可を受ければ貨物の有償運送可能	一般貨物自動車運送事業の許可を受ければ貨物の有償運送可能（過疎地域に限る）	同左	一般旅客自動車運送事業の許可を受ければ旅客の有償運送可能（過疎地域に限る） ※運転者は二種免許取得が必要
荷量・人員制限	旅客が乗車する場所に積載できる貨物の重量は「(定員数-乗車人数) × 55kg」	同左	同左	車両の定員が上限
最低車両台数	乗合事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りる	貸切バス事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りる	タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りる	トラック事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りる
運行管理	①一選任不要 ②一貨物運行管理者の選任が必要	貨物運行管理者の選任が必要	同左	旅客運行管理者の選任が必要

政府が海外展開を後押しする相談窓口（無料）を設置しています！ ～輸出を検討している中小・個人事業主の皆様、お問い合わせは山本拓事務所まで～

政府は、政府系機関、商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関等幅広く支援機関を結集し「新輸出大国コンソーシアム」を形成し、海外展開を図る中堅・中小企業・個人事業主等へ総合的な支援等に関する相談を無料でを行っています。

支援機関 1,095 機関（7月5日現在）、支援に携わる専門家 414 名（4月現在）が、今年度は 6,000 社を目途に支援を行うこととしています。

専門家への相談等は無料となっています。ご用命の際は、山本拓事務所までご連絡いただけましたら、窓口を紹介させていただきます。是非、ご活用ください。

<支援の流れ>

①問い合わせ・相談の受付

各都道府県のジェトロ（日本貿易振興機構）の貿易情報センター又はコンソーシアム参加機関へ問い合わせ・相談を行ってください。

②コンシェルジュによる対応

専門家「新輸出大国コンシェルジュ」が相談内容に応じ、各種情報提供や支援メニューを紹介しします。

③最適なサービスへのナビゲート

コンシェルジュが最適なサービスを提供する支援機関へ繋がります。また、ニーズに応じて、更なる専門家（パートナー、エキスパート）を紹介しします。

<支援内容>

①コンソーシアム参加機関による海外展開支援

相談者の課題や希望する支援内容を踏まえ、コンソーシアム参加機関が提供する様々な支援の中から、最適な支援を紹介して、当該機関の窓口へ繋がります。

②海外ビジネスに精通した専門家による支援

海外ビジネスに精通した専門家が企業を訪問して支援を行います。輸出だけではなく、海外進出に関する相談

も可能です。

・個別分野におけるエキスパートによる支援

専門性の高い分野に関しては、当該分野に精通した専門家（エキスパート）がアドバイスを提供します。

・パートナーによる一貫した支援

企業訪問を通じ、専門家（パートナー）が継続的に海外展開計画の作成支援から、海外販路開拓、立ち上げ、操業支援まで一貫した支援を行います。

※ 専門家数に限りがあるため、要審査。

<支援対象企業>

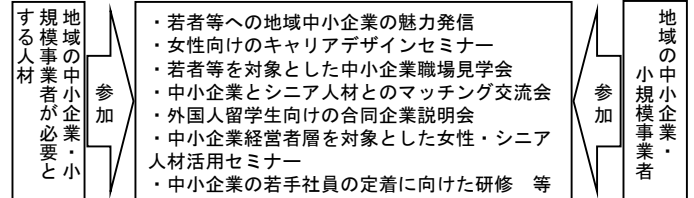
① 現在又は将来において TPP 域内市場の獲得を想定している中堅・中小企業等で輸出や投資等の海外展開を計画していること

② 本事業の参加機関が提供する支援サービスの利用を希望すること 等

地域中小企業人材確保へマッチング支援

中小企業庁は、若者・女性・シニアといった多様な人材から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、マッチング等を支援しています。

地域中小企業人材確保支援等事業における実施イベント例



マッチング等掲載 HP :

<https://www.chusho-jinzaibank.jp/>

地域の重要な情報収集手段 Wi-Fi 環境整備～進む情報難民ゼロプロジェクト～

Wi-Fi（無線 LAN）は、スマートフォンや PC 等の端末を用い無線でインターネットにアクセスでき、また、携帯電話のキャリアの回線とは別であることから、防災・災害時の情報収集の手段として有用とされています。

総務省は『防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画』を策定し、2017～2019 年の 3 箇年での約 3 万箇所整備（約 1.4 万箇所は整備済み）という目標達成のための取組を進めています。

その一環として、総務省では支援策として地方財政措置を活用した整備のほか、「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」（右欄）で予算を確保し補助を行っています。

（参考）

<災害時の Wi-Fi の無料開放>

Wi-Fi には通常時は契約者しか接続できないものもありますが、災害時に無料開放する民間主体の取組が行われています。

◆「00000 ジャパン」（ファイブ・ゼロ・ジャパン）

通常は有料で提供している Wi-Fi サービスを、災害時に災害用統一 SSID 『00000JAPAN』の名称で無料開放することで、Wi-Fi 対応のスマートフォンや PC 等を持っていれば無料で認証手続なしに利用できるようになります。

昨年の熊本地震や先月の九州北部豪雨でも活用されました。万が一の時に備え、覚えておいてください。

<Wi-Fi 環境整備の支援策>

2017 年度予算：31.9 億円

総務省は「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」を活用し、自治体における Wi-Fi 環境整備を支援しています。

◆事業主体：

財政力指数 0.8 以下又は条件不利地域の普通地方公共団体・第三セクター

◆対象拠点：

最大収容者数や利用者数が一定以下の

① 防災拠点（避難所・避難場所）

● 官公署、学校、市民センター、公民館等

② 被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点

● 博物館、文化財、自然公園等

◆補助対象：

無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用等

◆補助率：

原則 1/2（財政力指数 0.4 以下かつ条件不利地域の市町村は 2/3）

◆支援予定箇所数：

平成 29 年度の 1 年間で約 2 千箇所の整備支援を予定

◆公募期限：

現在、追加公募が実施されています。

（一次締切）2017 年 9 月 29 日（金）必着

（二次締切）2017 年 12 月 25 日（月）必着